

閲覧用

令和6年11月25日

第11回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和6年 第11回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日（月曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員9名・農地利用最適化推進委員6名 合計15名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長

富 川 隆 一

事務局主事 半 澤 壮 都

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

事務局員 佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対し、その適否を審議する件

○日程第4 報告

報告第1号 農地法第21条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約変更通知について

報告第2号 令和6年度農地利用状況調査（農地パトロール）の結果報告について

5. 会議概要

午前9時49分 開会

- 事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）
お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和6年第11回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第6条及び第10条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思ひます。では会長よろしくお祈ひします。
- 会 長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）
大変ご苦勞様でございます。最近ハ朝も大分寒い時期になつて来ました。体調に十分注意して取り組んで頂きたいと思ひます。それから今月に開催されました地域計画の意見交換会に、皆さんご参会頂きましてありがとうございます。また、来月2日にも地域計画に関する会議があります。農地の10年後の展望を色々見つめた場合、皆さんも大変心配していると思ひますが、私も心配しています。「どの様にして農地を守っていくべきか」色んな意見を聞きたいと思ひます。よろしくお祈ひ致します。それから、明日から大河原町農業委員会の研修会がありますので、そちらも併せてよろしくお祈ひしたいと思ひます。今日は議事の方も結構ありますので、スムーズな議事進行をして行きたいと思ひます。よろしくお祈ひします。
- 議 長 まず本日の出席ですが、全員出席という事でございますので、大河原町の農業委員会に関する法律第27条の第3項の規定を満たしておりますので、この総会が成立している事をご報告致します。
それから日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、大河原町農業委員会会議規則第31条の第3項に基づきまして、1番委員の大宮孝則さんと2番の角田真由美さんにお祈ひ致します。
次に日程第2「会期の決定」でございますが、本日1日としてよろしいでしょうか？お諮りします。
（「はい。」の声あり。）
はい、異議なしという事でございますので、本日1日とさせていただきます。
続きまして、日程第3「議事」に入りたいと思ひます。本日の議事は議案が第1号から第3号、報告事項が第1号及び第2号となっております。まず第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1を上程致します。事務局お祈ひします。
- 事務局主事 はい。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、堤字角。地目が台帳及び現況が畑。面積が1,232㎡。その外2筆ございまして、合計畑3筆で4,997㎡。理由と致しまして、譲渡人農業経営者に贈与する。譲受人当該土地を譲り受け、農業経営の充実を図る。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。対価総額又は賃借料と致しま

しては無償贈与となります。移転時期と致しまして許可日から。譲受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は梅で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題個所はないと思いますので、ご審議方よろしく願います。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

ございませんか？なしという事で、これから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして字緑町。地目が台帳及び現況が畑。面積が673㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲渡人当該土地を譲受け、分譲地造成とともに戸建住宅4棟建築する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして建売住宅4棟218.7㎡、駐車場が12台分。工事時期と致しまして、令和7年1月10日から令和7年10月31日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は緑町公園北東側近くの住宅地にあり、平坦かつ区画整理されているので、問題はありません。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に畑は点在しますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われしますので、ご審議方よろしく願います。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑にある方、挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

はい、ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第2号議案・進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・東部地区。申請地と致しまして字中の倉。地目が台帳及び現況が田。面積が1,388㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、車両置場として整備し利用する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして駐車場15台分。工事時期と致しまして許可日から令和7年6月30日まで。農地区分が第3種農地となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、小笠原委員。

○小笠原委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所はJR東北本線の西側で、平坦であり何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に水田はありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。ただ今の件について、どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。ございませんか？(「ありません。」の声あり。)

はい、質疑なしと認めまして、第2号議案の進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第2号議案・進行番号3を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号3・西部地区。申請地と致しまして字南原町。地目が台帳及び現況が畑。面積が659㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、共同住宅を建築する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして共同住宅建築245.94㎡、駐車場16台分。工事時期と致しまして、令和7年2月6日から令和7年9月12日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原公園東側にある住宅地であり、平坦かつ区画整理されているので問題はありません。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に畑はありますが、問題はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はありませんので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。ございませんか？（「はい。」の声あり。）

はい、なしという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第2号議案・進行番号4を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号4・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして字広表。地目が台帳及び現況が畑。面積が311㎡。理由と致しまして譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、居宅を建築し永住する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして居宅建築69.56㎡、駐車場が4台分。工事時期と致しまして令和7年1月10日から令和7年11月30日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は広表のユニクロ近くの株式会社Miriz裏の畑で、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしく願います。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

はい、ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案の進行番号4について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号1から8まで全て同一人物の案件となりますので、一括して上程したいと思いますがよろしいでしょうか？（「はい。」の声あり。）

はい、それでは事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号1・西部地区。土地と致しまして字西。こちら地目が台帳及び現況が田。面積が894㎡。もう一筆ございまして、字西。こちら地目が同じで、面積が1,028㎡。合計田2筆で1,922㎡となります。利用権の種類が賃借権設定。内容が水田利活用。借賃と致しまして物納が115kg、一反分当たり59.83kg。期間と致しまして令和6年12月1日から令和16年11月30日まで。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、議案書に記載のとおりです。こちら新規の案件となっております。

続きまして、進行番号2に入ります。賃借人は全て同じになりますので省略致します。

進行番号2・西部地区。土地と致しまして字東。地目台帳及び現況が田。面積が1,021㎡。もう一筆ございまして字東。こちら地目・面積同じになります。合計田2筆で2,042㎡。その他こちらは借賃が物納120kg、一反分当たり58.76kgとなります。その他同じです。省略致します。

続きまして進行番号3・金ヶ瀬地区。こちら土地と致しまして金ヶ瀬字新前輪。地目台帳及び現況が田。面積が1,016㎡。その外3筆ございまして、合計田4筆で3,219㎡。こちらの借賃が物納193kg、一反分当たり59.95kgとなります。その他同じです。省略致します。

続きまして進行番号4・金ヶ瀬地区。土地と致しまして金ヶ瀬字新葉茂木。地目台帳及び現況が田。面積が1,035㎡。もう一筆ございまして、金ヶ瀬字新葉茂木。地目が同じで、面積が830㎡。合計田2筆で1,865㎡。こちら借賃が物納111kg、一反分当たり59.51kgとなります。その他同じとなります。

はい、次のページに移ります。進行番号5・金ヶ瀬地区。土地と致しまして、金ヶ瀬字新葉茂木。地目台帳及び現況が田。面積が1,032㎡。その外2筆ございまして、合計田3筆で3,098㎡。こちら借賃が物納180kg、一反分当たり58.10kgとなります。その他同じです。省略致します。

続きまして進行番号6・金ヶ瀬地区。土地と致しまして金ヶ瀬字新前輪。地目が台帳及び現況が田。面積が1,030㎡となります。借賃が物納60kg、一反分当たり58.25kgとなります。その他同じとなります。

続きまして進行番号7・金ヶ瀬地区。土地と致しまして金ヶ瀬字運南。こちら地目が台帳及び現況が田。面積が152㎡。その外2筆ございまして、合計田3筆で1,878㎡。借賃と致しまして物納112kg、一反分当たり59.63kgとなります。その他同じとなります。

続きまして進行番号8・東部地区。土地と致しまして字上館前。地目台帳及び現況が田。面積が1,131㎡。もう一筆ございまして、こちら字上館前。地目が同じで、面積が994㎡。合計田2筆で2,125㎡となります。借賃が物納120kg、一反分当たり56.47kgとなります。以上一括してご説明させていただきました。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。

ただ今事務局の説明が終わりましたが、続いて担当委員の説明に入りますけれど、担当地区が複数ありますので、まず1番から2番については加藤照男委員にお願い致します。

○加藤委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺も稲作なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後も期待される方であります。皆様のご審議方よろしく願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。続いて進行番号3番から7番まで鈴木利弘委員にお願い致します。

○鈴木委員 はい、進行番号3から7までは、先ほどの加藤委員と内容が同じなので省略させていただきます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございます。続いて進行番号8を小笠原さんお願いします。

○小笠原委員 はい、進行番号8も進行番号1から7まで内容的に同じです。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の方々からそれぞれ説明がありました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事でございますので、これから採決を致します。進行番号毎に採決をお願いしたいと思います。第3号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

続きまして進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

続いて進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手。）

はい、これも全員賛成という事で許可相当と致します。

続きまして進行番号4について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

続きまして進行番号5、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

続きまして進行番号6、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

続きまして進行番号7を上程致します。賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

続きまして進行番号8、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございます。

続きまして進行番号9から13まで入りますが、私の案件になりますので、進行を庄司会長職務代理者にお願い致します。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を交代します。それでは進行番号9から13まで一括して上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい、進行番号 9・西部地区。土地と致しまして字西。地目台帳及び現況が田。面積 1,021 m²。その外 2 筆ございまして、合計田 3 筆で 3,063 m²。利用権の種類と致しまして賃借権設定。内容が水田利活用。借賃が物納 180 kg、一反分当たり 58.76 kg。存続期間として令和 6 年 12 月 1 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年間。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、議案書に記載のとおりでございます。

こちらが再設定の案件となっております。

続きまして進行番号 10 に入らせて頂きます。土地と致しまして小山田字南。こちら地目が台帳及び現況が田。面積が 1,009 m²。その外 8 筆ございまして、合計田 9 筆で 5,696 m²。こちら借賃が物納 340 kg、一反分当たり 59.69 kg となっております。その他同じですので省略致します。

続きまして進行番号 11・金ヶ瀬地区。土地と致しまして堤字休坂前。地目台帳及び現況が田。面積が 276 m²。その外 9 筆ございまして、合計田 10 筆で 6,267 m²。借賃と致しまして物納が 360 kg、一反分当たり 57.44 kg となっております。その他同じですので省略します。

次のページに入ります。進行番号 12・金ヶ瀬地区。土地致しまして堤字車堂。地目台帳及び現況が田。面積が 1,040 m²。もう一筆ございまして、堤字車堂。地目が台帳及び現況が同じになりまして、面積が 1,019 m²。合計田 2 筆で 2,059 m²。借賃と致しまして物納で 120 kg、一反分当たり 58.28 kg となっております。その他同じとなります。

最後に進行番号 13 に入ります。金ヶ瀬地区。土地と致しまして、金ヶ瀬字運南。地目台帳及び現況が田。面積が 481 m²。その外 3 筆ございまして、合計田 4 筆で合計 3,502 m²。借賃が物納で 210 kg、一反分当たり 59.96 kg となっております。その他同じとなります。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。担当委員の説明になりますが、3 名いるので、進行番号 9・加藤委員からお願いします。

○加藤委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺農地も稲作なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は農地所有適格法人であり、法的に要件を満たしております。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後が期待される所であります。皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○会長職務代理者 はい、続きまして 10 から 12 まで長山委員。

○長山委員 はい、先ほどの加藤さんと同じなので省略させていただきます。ご審議方よろしくお願い致します。

○会長職務代理者 はい、続いて 13 の鈴木委員。

○鈴木委員 はい、内容は先程の加藤委員と同じなので省略させていただきます。ご審議方よろしくお願い致します。

○会長職務代理者 これで全て担当委員の説明が終わりました。ここで質疑のある方はございませんか？（「ありません。」の声あり。）

これから採決をします。進行番号毎に採決します。進行番号 10 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成、進行番号 9 は適当と認めます。

次に進行番号 10、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成、進行番号 10 は適当と認めます。

次に進行番号 11 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成、進行番号 11 は適当と認めます。

次に進行番号 12 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成、進行番号 12 は適当と認めます。

次に進行番号 13 について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成、進行番号 13 は適当と認めます。それでは進行を議長に戻します。

（会長、着席。）

○議長 はい、ありがとうございました。進行を交代致しまして、進行番号 14 から 16 まで全て同一人物の案件になりますので、これも一括して上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 14・西部地区。土地と致しまして、字東。地目台帳及び現況が田。面積が 1,021 m²。その外 4 筆ございまして、合計田 5 筆で 4,837 m²。利用権の種類と致しまして賃借権設定。内容が水田利活用。借賃と致しまして物納が 150 kg、一反分当たり 31 kg。存続期間が令和 6 年 12 月 1 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年間。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、総会資料に記載のとおりでございます。こちらが再設定の案件となっております。

続きまして進行番号 15 に入らせて頂きます。土地と致しまして、字東。地目台帳及び現況が田。面積が 1,025 m²。もう一筆ございまして字東。地目同じで面積も同じとなります。合計田 2 筆で 2,050 m²となります。借賃が金納 20,000 円、一反分当たり 9,756 円となります。その他同じとなりますので省略致します。

次のページに入ります。進行番号 16・西部地区。土地と致しまして、字西。地目台帳及び現況が田。面積が 386 m²。その外 8 筆ございまして、合計田 9 筆で 3,052 m²。こちら借賃が物納 90 kg、一反分当たり 29.48 kgとなります。こちらだけ存続期間が、令和 7 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日の 10 年間となっております、その他は同じとなります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤委員 はい、14 から 16 までの説明となります。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺の農地も稲作なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の

法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後も期待される方であります。皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい、ございませんという事で、これから採決を致します。進行番号毎に採決を致します。第3号議案の進行番号14について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

次に進行番号15について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

進行番号16、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号17を上程します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号17・金ヶ瀬地区。土地と致しまして、金ヶ瀬字薬師。こちら地目台帳及び現況が田。面積が1,055㎡。その外3筆ございまして、合計田4筆で2,402㎡となります。利用権の種類と致しまして賃借権設定。内容が水田利活用。借賃が物納144kg、一反分当たり59.95kg。存続期間と致しまして、令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、議案書に記載のとおりでございます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲だと思います。また一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後は期待されています。皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

はい、ありませんという事です。進行番号17について適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございました。

次に報告第1号「農地法第21条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約変更通知について」でございます。進行番号1について事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。(報告第1号・進行番号1、議案書を基に朗読説明。)

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。どなたか質疑・意見があれば挙手をお願い致します。(「ありません。」の声あり。)
ありませんという事ですので、質疑なしと認めます。これで報告第1号の進行番号1を終わります。

次に報告第2号「令和6年度農地利用状況調査(農地パトロール)の結果報告について」事務局説明をお願い致します。

○事務局係長 はい。(報告第2号、議案書を基に朗読説明。)

○議長 はい、ただ今事務局の方から説明が終わりました。どなたか皆さんの方から質疑があれば挙手をお願い致します。(「ありません。」の声あり。)

ありませんという事で、これで報告第2号を終わりたいと思います。これで本日の案件は全て終わりました。その他何もなければこれで閉めたいと思います。(「はい。」の声あり。)
それでは事務局。

○事務局長 はい、会長ありがとうございます。それでは閉会の挨拶を庄司会長職務代理者をお願い致します。

○会長職務代理者 はい、本日の案件も全て承認頂きました。ありがとうございます。これで会議を終わります。ご苦勞様でした。(「ご苦勞様でした。」の声あり。)

午前10時49分 閉会

令和6年11月25日の会議録署名委員

議 長 長 山 清 市



印

署名委員（1番委員） 大 宮 孝 則



印

署名委員（2番委員） 角 田 真由美



印

令和6年11月 第11回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）